



加東市保育料軽減事業

市では、子育てしやすい環境づくりを推進するため、平成31年4月から令和2年3月までの保育料を助成します。

・補助対象

加東市に住民登録があり、次の全てに該当する方

		市民税の所得割額
A	1号認定	169,000円未満
B	2・3号認定	155,500円未満

・平成31年4月から令和元年9月までの保育料

- ①第2子以降のお子さんが保育所、幼稚園、認定こども園等に在籍していたこと。
- ②右の表のA、Bいずれかに該当すること。

・令和元年10月以降の保育料

- ①お子さんが保育所、幼稚園、認定こども園等に在籍していること。
- ②保育所、幼稚園、認定こども園等に在籍するお子さんの誕生日が、平成28年4月2日以降であること。
- ③右の表のA、Bいずれかに該当すること。

		市民税の所得割額
A	第1子	57,700円未満
B	第2子以降	155,500円未満

※市民税の所得割額の判定について

平成31年4月～令和元年8月の保育料の補助については、平成30年度分で、令和元年9月～令和2年3月分の保育料の補助については、平成31年度分で判定します。

※同時入所等により、保育料が半額、または無料になるなどの優遇措置や、ひとり親世帯等の保育料の減免を受けている場合は、対象外です

・補助額

月額5,000円を超える保育料に対して、次の表の額を上限に補助します。

・平成31年4月から令和元年9月までの保育料の補助(月額)

	0～2歳児	3歳以上児
第1子	/	
第2子	6,000円	4,500円
第3子以降	7,000円	5,500円

・令和元年10月以降の保育料の補助(月額)

	0～2歳児
第1子	月額10,000円
第2子	月額15,000円
第3子以降	月額15,000円

※令和元年10月から国の「幼児教育・保育の無償化」により、3歳児以上のお子さんの保育料は、無償化されているため、補助の対象外となります。

※補助額は、保育料の1/2、または補助額のいずれか低い方を上限とします。

・申請について

申請用紙 [こども教育課](#)、[市ホームページ](#)

※市内の保育所、認定こども園にお子さんが在籍している場合は、園を通じてお渡しします。

申請期限 令和2年2月14日(金)まで

申請先 [こども教育課](#) (市役所庁舎4階)

申請方法 持参

※申請いただいた方で、要件を該当する方に、振込時期等を記載した「決定通知」をこども教育課からお送りします。